

「特定商取引に関する法律等の施行について」新旧対照表

(下線部分は改正部分)

○「特定商取引に関する法律等の施行について」(平成18・01・30商局第1号)

新	旧
<p>第2章(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売)関係</p> <p>第1節(定義)関係</p> <p>1 法第2条(定義)関係</p> <p>(1)～(6)(略)</p> <p>(7)法第2条第2項の解釈について</p> <p>法第2条第2項の「郵便」とは郵便法(昭和22年法律第165号)に規定される「郵便」のことで、これには通常の封書、葉書のほか、現金書留等も含まれる。また、小切手や郵便為替を、書留等の郵便により送付する場合も当然本法第2条第2項の「郵便」に該当する。</p> <p>省令第2条第1号の「信書便」とは、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する「信書便」のことである。</p> <p>また、省令第2条第2号の「情報処理の用に供する機器」とはパーソナルコンピューター等を規定したものであり、パソコン通信やインターネット等を通じて申込みが行われるものがこれに該当する。</p> <p>この場合、例えば電子掲示板等において単に自己が所有する物品を廉価で譲渡する旨表示するのみである等反復継続性が認められない広告をした者は本項にいう「販売業者」に該当しないが、営利の意思をもって反復継続して取引を行う意思が広告より客観的に認められる限りにおいては、当該広告をした者は法人であるかを問わず「販売業者」に該当する。</p> <p>また、<u>インターネット・オークションにおける出品者が「販売業者」に該当するかどうかの考え方については、別添1「インターネット・オーク</u></p>	<p>第2章(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売)関係</p> <p>第1節(定義)関係</p> <p>1 法第2条(定義)関係</p> <p>(1)～(6)(略)</p> <p>(7)法第2条第2項の解釈について</p> <p>法第2条第2項の「郵便」とは郵便法(昭和22年法律第165号)に規定される「郵便」のことで、これには通常の封書、葉書のほか、現金書留等も含まれる。また、小切手や郵便為替を、書留等の郵便により送付する場合も当然本法第2条第2項の「郵便」に該当する。</p> <p>省令第2条第1号の「信書便」とは、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する「信書便」のことである。</p> <p>また、省令第2条第2号の「情報処理の用に供する機器」とはパーソナルコンピューター等を規定したものであり、パソコン通信やインターネット等を通じて申込みが行われるものがこれに該当する。</p> <p>この場合、例えば電子掲示板等において単に自己が所有する物品を廉価で譲渡する旨表示するのみである等反復継続性が認められない広告をした者は本項にいう「販売業者」に該当しないが、<u>例えばインターネットオークションにおいて新品の同一商品を数ヶ月に渡って多数出品する広告をする等、</u>営利の意思をもって反復継続して取引を行う意思が広告より客観的に認められる限りにおいては、当該広告をした者は法人であるかを問わず「販売業者」に該当する。</p>

シヨンにおける「販売業者」に係るガイドラインを参照されたい。

(8) (略)

(9) 法第2条第4項の「指定商品」、「指定権利」及び「指定役務」について

(イ) 法第2条第4項の「指定商品」、「指定権利」及び「指定役務」は、政令別表第一から

第三までに掲げられているが、同表各号に該当する商品、権利及び役務の具体例は、別添2のとおりである。

(ロ)～(ハ) (略)

第2節（訪問販売）関係

1～3 (略)

4 法第6条の2（合理的な根拠を示す資料の提出）関係

本条については、別添3の「特定商取引に関する法律第6条の2等の運用指針」を参照されたい。

5～8 (略)

第3節（通信販売）関係

1 法第11条（広告の表示）関係

(1) 法第11条の適用を受ける広告（通信販売広告）について

法第11条の適用を受ける広告（通信販売広告）は、販売業者等が通信手段により申込みを受けて商品の販売等を行うことを意図していると認められる広告である。

したがって、広告に通信販売を行う旨明確に表示されている場合が通信販売広告に該当するほか、例えば、送料、口座番号等を表示している販売広

(8) (略)

(9) 法第2条第4項の「指定商品」、「指定権利」及び「指定役務」について

(イ) 法第2条第4項の「指定商品」、「指定権利」及び「指定役務」は、政令別表第一から

第三までに掲げられているが、同表各号に該当する商品、権利及び役務の具体例は、別添1のとおりである。

(ロ)～(ハ) (略)

第2節（訪問販売）関係

1～3 (略)

4 法第6条の2（合理的な根拠を示す資料の提出）関係

本条については、別添2の「特定商取引に関する法律第6条の2等の運用指針」を参照されたい。

5～8 (略)

第3節（通信販売）関係

1 法第11条（広告の表示）関係

(1) 法第11条の適用を受ける広告（通信販売広告）について

法第11条の適用を受ける広告（通信販売広告）は、販売業者等が通信手段により申込みを受けて商品の販売等を行うことを意図していると認められる広告である。

したがって、広告に通信販売を行う旨明確に表示されている場合が通信販売広告に該当するほか、例えば、送料、口座番号等を表示している販売

告や店頭で商品購入を行うことが不可能な商品の販売広告等も該当することとなる。

また、広告の方法の如何を問わない。したがって、新聞、雑誌に掲載される広告のみならず、ダイレクトメール、テレビ放映、折り込みチラシ、インターネット上のホームページ（インターネット・オークションサイトを含む。以下同じ。）、パソコン通信、電子メール等において表示される広告も含まれる。

なお、電子メールにより広告をする場合は、電子メールの本文及び本文中でURLを表示することにより紹介しているサイト（リンク先）を一体として広告とみなすものとする。

(2) 法第11条第1項本文の解釈について

(イ) 法第11条第1項第1号の「商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価（販売価格に商品の送料が含まれない場合には、販売価格及び商品の送料）」について

「商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価」 については、基本的に当該商品又は当該権利そのものの販売価格や当該役務そのものの対価を記載することとなる。

また、販売業者等が消費者から消費税を徴収する場合には、消費税を含んだ価格を意味するものとする。

「販売価格に商品の送料が含まれない場合には、販売価格及び商品の送料」については、販売価格のみの表示であれば、送料はその中に含まれているものと推定されることとなる。

(ロ) (略)

(ハ) (略)

(ニ) 省令第8条第1項第1号に定める事項の表示について

「氏名又は名称」については、個人事業者の場合は戸籍上の氏名又は商

広告や店頭で商品購入を行うことが不可能な商品の販売広告等も該当することとなる。

また、広告の方法の如何を問わない。したがって、新聞、雑誌に掲載される広告のみならず、ダイレクトメール、テレビ放映、折り込みチラシ、インターネット上のホームページ（インターネットオークションサイトを含む。）、パソコン通信、電子メール等において表示される広告も含まれる。

なお、電子メールにより広告をする場合は、電子メールの本文及び本文中でURLを表示することにより紹介しているサイト（リンク先）を一体として広告とみなすものとする。

(2) 法第11条第1項の解釈について

(イ) (略)

(ロ) (略)

業登記簿に記載された商号を、法人にあつては、登記簿上の名称を表示することを要し、通称や屋号、サイト名は認められない。「住所」については、法人にあつては、現に活動している住所（通常は登記簿上の住所と同じと思われる）を、個人事業者にあつては、現に活動している住所をそれぞれ正確に表示する必要がある。

また、「電話番号」については、確実に連絡が取れる番号を表示することを要する。

(ホ) 省令第8条第1項第2号に定める「電子情報処理組織を使用する方法」及び「通信販売に関する業務の責任者」について

本号にいう「電子情報処理組織を使用する方法」とは、インターネット上のホームページ、パソコン通信、電子メール等を利用した広告を指すものである。

また、「通信販売に関する業務の責任者」とは、通信販売に関する業務の担当役員や担当部長等実務を担当する者の中での責任者を指すものであり、必ずしも代表権を有さなくてもよい。

(ハ) (略)

(ト) 省令第8条第1項第4号（購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭）の表示例について

販売価格又は役務の対価及び送料（法第11条第1項第1号）のほか、省令第8条第1項第4号に定める購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭としては、工事費、組立費、設置費、梱包料、代金引換手数料等が考えられるが、これらの購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭があるときの表示については次の具体例を参考とされたい。

(表示例)

(例1) 販売価格 〇〇〇円
送料 〇〇円

(ハ) 省令第8条第1項第2号に定める「電子情報処理組織を使用する方法」及び「通信販売に関する業務の責任者」について

本号にいう「電子情報処理組織を使用する方法」とは、インターネット上のホームページ、パソコン通信、電子メール等を利用した広告を指すものである。

また、「責任者」とは、通信販売に関する業務の担当役員や担当部長等実務を担当する者の中での責任者を指すものであり、必ずしも代表権を有さなくてもよい。

(ニ) (略)

(ホ) 省令第8条第1項第4号（購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭）の表示例について

販売価格又は役務の対価及び送料（法第11条第1項第1号）のほか、省令第8条第1項第4号に定める購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭としては、工事費、組立費、設置費、梱包料等が考えられるが、これらの購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭があるときの表示については次の具体例を参考とされたい。

(表示例)

(例1) 販売価格 〇〇〇円
送料 〇〇円
工事費 〇〇〇円
梱包料 〇〇〇円

工 事 費 〇〇〇円
梱 包 料 〇〇〇円
(例2) 販 売 価 格 〇〇〇円 (送料を含む)
工事費・梱包料 〇〇〇円

(例2) 販 売 価 格 〇〇〇円 (送料を含む)
工事費・梱包料 〇〇〇円

(チ) (略)

(ハ) (略)

(リ) (略)

(ト) (略)

(ヌ) (略)

(チ) (略)

(ル) (略)

(リ) (略)

(7) 省令第9条第2号(商品の引渡時期等)の表示方法について

「商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期」は「期間又は期限」をもって表示しなければならない。

通信販売、特に前払式通信販売の場合には、申込んでいつ商品が引渡されるかわからないと購入者の地位は不安定になるので、商品の引渡時期は、例えば、「入金確認後〇日以内」とか「入金確認後〇月〇日まで」のように明確に表示しなければならない。

(3) 法第11条第1項ただし書について

(イ) 「請求により、これらの事項を記載した書面を遅滞なく交付し、又はこれらの事項を記録した電磁的記録を遅滞なく提供する旨の表示」について

このような趣旨が分かる表示であればよく、具体的な文言、様式の如何は問わない。すなわち、本規定に適合する表示であるためには、①取引内容等についての事項が表示されている書面(又は電子メール等の電磁的記録)である旨及び②請求に応じて遅滞なく送付する旨が分かるものであることが必要であるが、①について例えば、「説明書」、「カタログ」等の用語、②については例えば、「請求あり次第」、「申出次第」等の用語を用いたものでも差し支えない。したがって、最も簡単な表示を行うとすれば「請求次第カタログ送付」等でもよい。

なお、広告中にこのような表示をしている場合に請求に応じてカタログ等を送付すれば、その送付されたカタログは、「これらの事項を記載」してあるべき書面であるとみなされる。

また、実際に請求があった場合に「遅滞なく」書面又は電磁的記録により省略された全ての事項を提供できるような措置を講じていなければ、本項ただし書によって省略をすることはできない。ここでいう「遅滞なく」提供されることとは、販売方法、申込みの有効期限等の取引実態に即して、申込の意思決定に先立って十分な時間的余裕をもって提供されることをいう。例えば、インターネット・オークションにおいては、通常、短期間の申込みの有効期限が設定されており、その直前に多数の者が競い合って申込みをすることも多いため、「遅滞なく」提供することは困難であると考えられる。

(4) 法第11条第2項の解釈について

(イ)～(ハ) (略)

2 (略)

3 法第12条の2（合理的な根拠を示す資料の提出）関係

本条については、別添3の「特定商取引に関する法律第6条の2等の運用指針」を参照されたい。

4～5 (略)

6 法第14条（指示）関係

(1) 「顧客の意に反して売買契約若しくは役務提供契約の申込みをさせようとする行為として経済産業省令で定めるものをした場合」について

(イ)～(ハ) (略)

(3) 法第11条第2項の解釈について

(イ)～(ハ) (略)

2 (略)

3 法第12条の2（合理的な根拠を示す資料の提出）関係

本条については、別添2の「特定商取引に関する法律第6条の2等の運用指針」を参照されたい。

4～5 (略)

6 法第14条（指示）関係

(1) 「顧客の意に反して売買契約若しくは役務提供契約の申込みをさせようとする行為として経済産業省令で定めるものをした場合」について

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 表示の具体例については、別添3の「インターネット通販における『意

<p>(二) 表示の具体例については、別添<u>4</u>の「インターネット通販における『意に反して契約の申込みをさせようとする行為』に係るガイドライン」を参照されたい。</p> <p>第4節（電話勧誘販売）関係 1～5（略）</p> <p>6 法第21条の2（合理的な根拠を示す資料の提出）関係 本条については、別添<u>3</u>の「特定商取引に関する法律第6条の2等の運用指針」を参照されたい。</p> <p>7～10（略）</p> <p>第5節（略）</p> <p>第3章（連鎖販売取引）関係 1～3（略）</p> <p>4 法第34条の2（合理的な根拠を示す資料の提出）関係 本条については、別添<u>3</u>の「特定商取引に関する法律第6条の2等の運用指針」を参照されたい。</p> <p>5～6（略）</p>	<p>に反して契約の申込みをさせようとする行為』に係るガイドライン」を参照されたい。</p> <p>第4節（電話勧誘販売）関係 1～5（略）</p> <p>6 法第21条の2（合理的な根拠を示す資料の提出）関係 本条については、別添<u>2</u>の「特定商取引に関する法律第6条の2等の運用指針」を参照されたい。</p> <p>7～10（略）</p> <p>第5節（略）</p> <p>第3章（連鎖販売取引）関係 1～3（略）</p> <p>4 法第34条の2（合理的な根拠を示す資料の提出）関係 本条については、別添<u>2</u>の「特定商取引に関する法律第6条の2等の運用指針」を参照されたい。</p> <p>5～6（略）</p> <p>7 法第36条の2（合理的な根拠を示す資料の提出）関係</p>
--	--

<p>7 法第36条の2（合理的な根拠を示す資料の提出）関係 本条については、別添3の「特定商取引に関する法律第6条の2等の運用指針」を参照されたい。</p> <p>8～13（略）</p> <p>第4章（特定継続的役務提供）関係</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 法第43条の2（合理的な根拠を示す資料の提出）関係 本条については、別添3の「特定商取引に関する法律第6条の2等の運用指針」を参照されたい。</p> <p>5（略）</p> <p>6 法第44条の2（合理的な根拠を示す資料の提出）関係 本条については、別添3の「特定商取引に関する法律第6条の2等の運用指針」を参照されたい。</p> <p>7～11（略）</p> <p>第5章（業務提供誘引販売取引）関係</p> <p>1～3（略）</p>	<p>本条については、別添2の「特定商取引に関する法律第6条の2等の運用指針」を参照されたい。</p> <p>8～13（略）</p> <p>第4章（特定継続的役務提供）関係</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 法第43条の2（合理的な根拠を示す資料の提出）関係 本条については、別添2の「特定商取引に関する法律第6条の2等の運用指針」を参照されたい。</p> <p>5（略）</p> <p>6 法第44条の2（合理的な根拠を示す資料の提出）関係 本条については、別添2の「特定商取引に関する法律第6条の2等の運用指針」を参照されたい。</p> <p>7～11（略）</p> <p>第5章（業務提供誘引販売取引）関係</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 法第52条の2（合理的な根拠を示す資料の提出）関係</p>
--	---

<p>4 法第52条の2（合理的な根拠を示す資料の提出）関係 本条については、別添3の「特定商取引に関する法律第6条の2等の運用指針」を参照されたい。</p> <p>5～6（略）</p> <p>7 法第54条の2（合理的な根拠を示す資料の提出）関係 本条については、別添3の「特定商取引に関する法律第6条の2等の運用指針」を参照されたい。</p> <p>8～13（略）</p> <p>第6章（雑則）関係 1～2（略）</p> <p>3 法第66条（報告及び立入検査）関係 法第66条第2項は、<u>販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者若しくは業務提供誘引販売業を行う者以外の密接関係者について規定している。</u> 政令第17条の2第3号の「販売業者等が行う特定商取引に関する事項であつて、顧客（電話勧誘顧客を含む。）若しくは購入者若しくは役務の提供を受ける者、連鎖販売取引の相手方又は業務提供誘引販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」とは、購入者等が契約を締結する場合の意思形成に対して重大な影響を及ぼす事項であつて、当該契約に関連のある事項であれば足りる。<u>例えば、顧客が売買契約等の締結を必要とする事情、売買契約等の対象となる商品の性能・品質・販売価格等、売買契約等</u></p>	<p>本条については、別添2の「特定商取引に関する法律第6条の2等の運用指針」を参照されたい。</p> <p>5～6（略）</p> <p>7 法第54条の2（合理的な根拠を示す資料の提出）関係 本条については、別添2の「特定商取引に関する法律第6条の2等の運用指針」を参照されたい。</p> <p>8～13（略）</p> <p>第6章（雑則）関係 1～2（略）</p> <p>3 法第66条（報告及び立入検査）関係 法第66条第2項は、<u>販売業者等以外の密接関係者について規定している。</u> 政令第17条の2第3号の「販売業者等が行う特定商取引に関する事項であつて、顧客（電話勧誘顧客を含む。）若しくは購入者若しくは役務の提供を受ける者、連鎖販売取引の相手方又は業務提供誘引販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」とは、購入者等が契約を締結する場合の意思形成に対して重大な影響を及ぼす事項であつて、当該契約に関連のある事項であれば足りる。 「告げ、又は表示する者」とは、例えば、特定商取引に関する契約の締結について勧誘を行う者、<u>顧客に対し売買契約等の締結を必要とする事情があると告げ、又は表示する者、売買契約等の対象となる商品についてその性能、</u></p>
---	--

の締結を条件に何らかの利益を提供すること、インターネット・オークションにおける出品者の評価に関することや詐欺等に遭った場合の対応に関すること等はこれに該当する。

「告げ、又は表示する者」とは、例えば、特定商取引に関する契約の締結について勧誘を行う者も該当する。

品質等について告げ、又は表示する者、売買契約等の締結を条件に何らかの利益を提供することを告げ、又は表示する者等が該当する。